

特定非営利活動法人Pure『りせす』運営規程

（事業の目的）

第1条 この規程は、特定非営利活動法人Pureが開設する短期入所の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理・運営に関する事項を定め、事業所の職員（以下「従業者」という）が、利用者に対し適正な指定短期入所を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 指定短期入所は、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じ必要な保護を適切に行う。

2 従業者は、指定短期入所の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその介護を行う者に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。

3 指定短期入所事業者は、その提供する指定短期入所の質の評価を行い、常にその改善を図る。

（事業所の名称及び所在地）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称

りせす

(2) 所在地

東京都八王子市散田町5-1-1 マンションレフィール301

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名

管理者は法に規定する管理者として、事業所の従業者の管理および事業の管理を一元的に行うとともに、事業所の従事者に対し法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

(2) 生活支援員 1名以上 ただし、八王子市指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成26年八王子市条例第47号）に規定する職員を下回らないものとする。

生活支援員は、利用者の日常生活全般にわたる介護、支援を行う。

（利用定員）

第5条 利用定員は2名とする。

（対象者）

第6条 利用対象者は、身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者とする。

(指定短期入所の内容及び利用者から受領する費用等について)

第7条 短期入所者に対して、食事、入浴及び排泄等、生活全般、送迎について援助する。

2 指定短期入所サービスを提供した場合の利用料は、厚生労働大臣が定める基準によって各区市町村長が定める額とする。そのうち利用者負担額を利用者又はその扶養義務者から支払を受け、残額を区市町村から代理受領する。

3 前項のほか、次の各号に掲げる費用については利用者から徴収する。

- 一 食材料費 朝食200円・昼食300円・夕食500円又は実費額を徴収する。
- 二 光熱水費 100円/1利用あたり、日用品費 50円/1利用あたりを徴収する。
- 三 日常生活において個人で必要となるものに係る費用については実費を徴収する。

4 前項の費用及びその他、利用者等から金銭の支払を受ける場合には、利用者等に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支払に同意する旨の文書に署名(記名捺印)を受けることとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第8条 利用者は、次に掲げる事項を遵守すること。

- (1) 共同生活の秩序を保ち、規律ある生活をする事。
- (2) 火気の取り扱いに注意すること。
- (3) けんか、口論、泥酔、中傷その他他人の迷惑となるような行為をしないこと。
- (4) その他管理上必要な指示に従うこと。

(緊急時等における対応方法)

第9条 従業者等は、指定短期入所を実施中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。

(非常災害対策)

第10条 管理者は、非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出その他必要な訓練を行う。

(虐待の防止のための措置)

第11条 事業所は、利用者の人権擁護・虐待の防止のため、虐待の防止に必要な措置を講ずるとともに、責任者の設置、相談窓口の設置等利用者的人格を尊重する視点に立ったサービスに努め、従業者に対し研修を実施する等の措置を講ずる。

(緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続)

第12条 事業所は、以下の3要件をすべて満たす場合、一時的に身体拘束をすることがある。

- (1) 切迫性：利用者本人または他の利用者の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合
- (2) 非代替性：身体拘束以外に代替する介護方法がないこと
- (3) 一時性：身体拘束は一時的なものであること

- 2 身体拘束を行う際は以下の手続きにより行う。
 - (1) 事前及び事後速やかに、関係者一同によるカンファレンスを開催し、身体拘束の理由及び対応方針を確認する。
 - (2) 本人及び家族に、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等をできる限り詳細に説明し、十分な理解を得るよう努める。
 - (3) 実施に当たっては、常に観察・再検討し、前項の要件に該当しなくなった場合には、直ちに解除する。また観察方法として、実際に身体拘束を一時的に解除して状態を観察するなどの対応を取る。
- 3 前項により利用者の身体を拘束した場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由等を記録する。

(苦情解決)

- 第13条 提供した指定短期入所事業に関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。
- 2 本事業所は、提供した指定短期入所事業に関し、法の定めるところにより、市区町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市区町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市区町村が行う調査に協力するとともに、市区町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(その他運営についての重要事項)

- 第14条 指定短期入所事業所は、従業者等の質的向上を図るため、研修の機会を次の通り設けるものとし、また、業務体制を整備する。
- 一 採用時研修 採用後3カ月以内
 - 二 継続研修 年2回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
 - 4 事業所は、従業者、設備・備品及び会計に関する諸記録を整備するとともに、当該記録を完結の日から5年間保存しなければならない。

事業所は、利用者に対する障害福祉サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整理し、当該福祉サービスを提供した日から5年間保存しなければならない。

 - 一 具体的なサービス内容等の記録
 - 二 各区市町村への通知に係る記録
 - 三 身体拘束に係る記録
 - 四 苦情の内容等の記録
 - 五 事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録
 - 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は特定非営利活動法人Pureと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成24年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年9月1日から施行する。